

## 社会福祉法人市川三郷町社会福祉協議会福祉バス使用細則

### (目的)

第1条 福祉バスの管理・使用については、市川三郷町社会福祉協議会自動車管理規程によるが、以下必要な事項を定めることを目的とする。

### (管理)

第2条 市川三郷町社会福祉協議会自動車管理規程による。

### (使用申請)

第3条 福祉バスを使用しようとする者は、福祉バス使用許可申請書（様式第2）に所要事項を記入の上、使用15日前までに管理責任者の承認を得なければならない。

### (使用制限)

第4条 福祉バスは、道路運送法遵守を前提に、次に掲げる事業等使用するものとする。

- 1、社会福祉協議会の諸事業
- 2、役場担当課が支援する事業
- 3、その他管理者が特別に認めた事業

(注) 上記事業のいずれも観光事業にならないこと。

### (使用料)

第5条 福祉バス使用料（運転労働報酬）は、使用後速やかに運転委託契約者に支払わなければならない。

2 県内 1日 13,000円

県外 1日 16,000円

3 燃料費（使用した距離に応じた燃料を満タンにし返却する）

4 有料道路の料金は使用者の負担とする。また有料道路を使用の際は、ETC専用料金所が増えているためETCカードをご用意ください。

### (使用条件)

第6条 女性団体の使用時は、原則として男性添乗員1名を付すること。又、車内での飲食（お弁当、酒類）、喫煙については厳禁とする。

2 福祉バスの故障による運航休止の場合、代替えバスの確保及び現地のキャンセル料等の保証はいたしません。

### (委任)

第7条 この細則の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

○バス乗車定員 40人（33席＋補助席7席） 運転手、ガイド席各1席

山梨200 は105 日野セレガR 特大